

(中面の続き)

### 《販売スケジュール》

7月2日(月)

保留地の処分公告(販売)  
現地確認期間(7月2日～7月31日)

7月9日(月)

#### 入札申込み受付期間

[購入を希望される方は申込み期間内に必要書類(※)を  
蒲生北部整備課あてご提出ください]

7月31日(火)

8月21日(火)

#### 入札

[その後、平成30年9月に契約締結及び売買代金支払い  
確認後に土地お引渡し予定です]

#### (※) 必要書類

「平成30年度第1回保留地販売 競争入札 参加申込みのご案内」4ページ参照

- ・入札参加申込書
- ・ご本人や法人に関する書類など
- ・誓約書兼市税納付状況確認同意書

### 《入札申込みにあたっての留意事項等》

- 保留地の所有権移転登記は、土地区画整理法に基づき、換地処分公告の日の翌日以降になります。また、所有権移転登記に要する費用は、購入者の方の負担となります。
- 売買契約には、所有権移転登記が完了するまでの間は、保留地の転売を禁止する特約を設定します。(一般販売を除く)
- 所有権移転登記が完了するまでの間は、保留地に権利の設定(抵当権の設定等)が出来ません。売買代金等の支払いのために金融機関から融資を受けようとする方は、入札申込み前に、あらかじめ金融機関にご相談ください。
- 土地区画整理事業換地処分時における確定測量の結果、保留地の地積に増減が生じた場合は、確定測量による地積に売買契約時の平方メートル当たり単価を乗じて算出した金額を、売買価格として精算します。

詳細は、同封の「平成30年度第1回保留地販売 競争入札 参加申込みのご案内」をご参照ください。ご不明な点等がございましたら、蒲生北部整備課までお問合せください。

#### ◆区画整理だよりについて

この区画整理だよりは、事業地内に土地所有権や借地権を有している権利者の方、相続権利者の方及び郵送をご希望される方等に発送しております。

相続権利者の方につきましては、継続して調査を行っており、発送日時点において当課で把握している方に発送しております。

住所に変更があった場合や相続登記がお済みになった場合等には、蒲生北部整備課までご連絡いただきますようお願いいたします。

仙台市都市整備局 市街地整備部 蒲生北部整備課

住所:〒980-8671 仙台市青葉区二日町1番23号 二日町第四仮庁舎  
(アーバンネット勾当台ビル)3階

TEL:022-214-8031 FAX:022-214-1006 Email:fko002250@city.sendai.jp



蒲生北部復興

# 区画整理だより



発行:仙台市 都市整備局 市街地整備部 蒲生北部整備課

平成30年7月6日

<https://www.city.sendai.jp/gamo-kikaku/kurashi/machi/kaihatsu/tochikukaku/gamohokubu.html>

### ご挨拶

日頃より当復興事業にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。木々の緑が色濃くなり、本格的に夏を迎えようとしています。皆様におかれましては、いかがお過ごしでしょうか。

今回の「区画整理だより」では、第13回土地区画整理審議会の概要、保留地販売等についてお知らせいたします。

### お知らせ

#### ◆第13回土地区画整理審議会の概要について

6月1日(金)に第13回仙台市蒲生北部被災市街地復興土地区画整理審議会を開催いたしました。今回の審議事項は以下のとおりです。

**議案** 評価員の選任について同意を求める件  
審議の結果、所属団体の人事異動による評価員2名の変更について審議会の同意をいただきました。



#### ◆蒲生北部JVからのお知らせ

##### ●蒲生干潟周辺の環境美化活動への取り組みについて

蒲生北部JVは、清掃・美化活動を通じて良好な環境づくりに積極的に取り組む団体「スマイルサポーター」として宮城県より認定され、蒲生干潟周辺の海岸環境美化活動を年間2回程度行っております。6月8日(金)に蒲生北部JV関係者約60名により4回目となる蒲生干潟周辺の清掃活動を行いました。



《お問合せ先》 蒲生北部JV統括事務所 担当:安永、佐々木 (TEL022-387-1202)

◆今回の保留地販売について

3 区画について「保留地購入要件」を満たす事業地区内の権利者の方への先行販売を行い、1 区画について権利者以外の方も対象とした一般販売を行います。

《保留地の概要》

保留地並びに市有地の現在の販売状況は下図のとおりです。

詳細は、同封の「平成 30 年度第 1 回保留地販売 競争入札 参加申込みのご案内」をご参照ください。

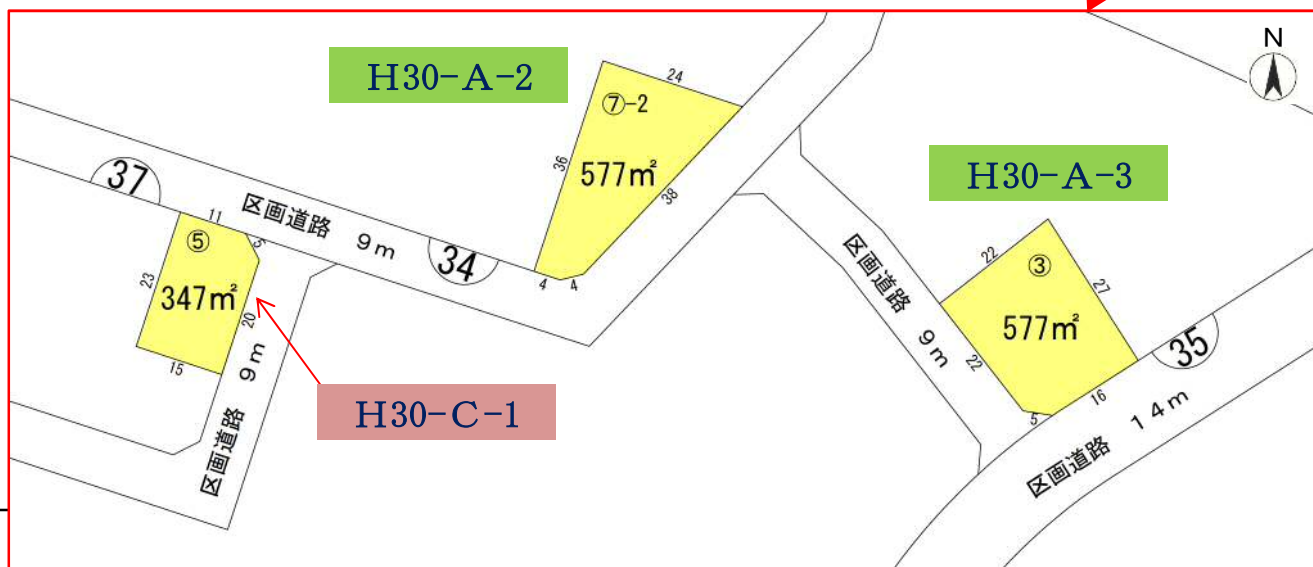
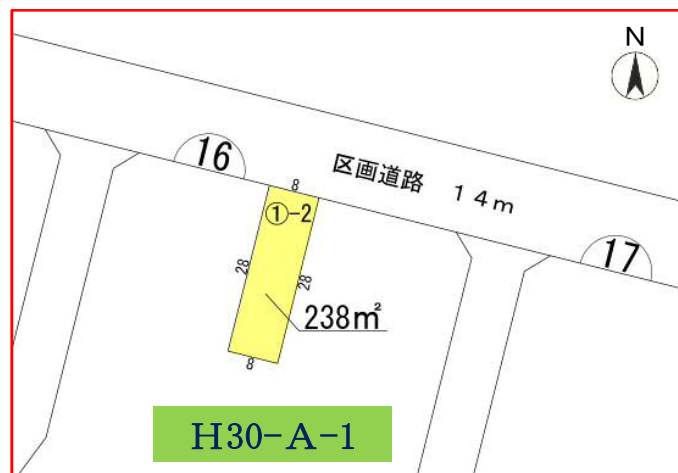
事業地区内の権利者の方への先行販売 (16、34、35 街区)

保留地番号	街区番号	画地番号	地積 (㎡)	最低売却価格 (円)	用途地域
H30-A-1	16	1-2	238	8,758,400	準工業地域 建ぺい率 60% 容積率 200%
H30-A-2	34	7-2	577	21,060,500	
H30-A-3	35	3	577	22,387,600	

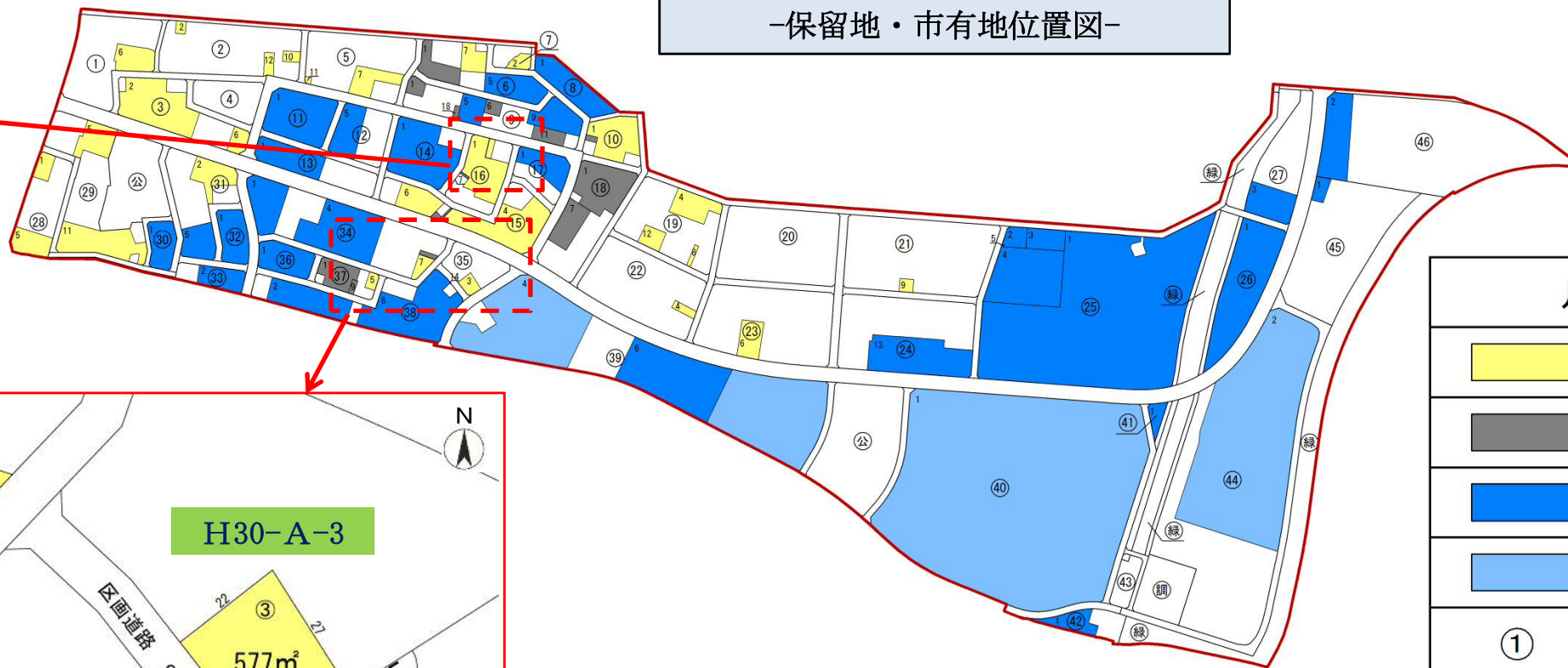
「保留地購入要件」

- ① 事業地区内の土地所有者の方 (土地登記簿に所有者として登記されている個人、法人)
- ② 事業地区内の借地権者の方 (土地登記簿に借地権者として登記されている個人、法人)
- ③ 土地区画整理法の規定に従い仙台市へ未登記の借地権の申告を行っている個人、法人

今回販売保留地の位置、地積等



-保留地・市有地位置図-



凡 例	
	保留地
	保留地 (契約済)
	市有地
	市有地 (協定済) ※
①	街区番号

※ 公募により選定した事業候補者と立地協定を締結している市有地

《助成制度について》

仙台市では新規投資に係る固定資産税等相当額を 3 年間～5 年間に渡り納付後に交付する助成制度をご用意しています。本市の助成制度の大きな特徴は、土地(保留地含む)や建物の賃貸や設備リース等にも対応している点です。また、雇用者数に応じて助成金をお支払いするものや、設備更新を対象としたものもあり、新たな事業展開を強力にバックアップいたします。

ご利用の際は、経済局企業立地課(電話:022-214-8245)までお問合せください。

一般販売 (37 街区)

保留地番号	街区番号	画地番号	地積 (㎡)	最低売却価格 (円)	用途地域
H30-C-1	37	5	347	13,047,200	準工業地域 建ぺい率 60% 容積率 200%

37 街区の 1 区画 (保留地番号: H30-C-1) については、昨年度保留地販売において購入希望がなかった区画のため、権利者以外の方も対象として一般販売します。